

配慮が必要な人のためのカード
ヘルプカードを知っていますか？



ちょっとしたあなたの手助けが
誰かの安心につながります

ヘルプカードを持っている人への支援の内容はさまざまです。まずはヘルプカードを持った人が困っているところを見かけた場合は、「何かお手伝いできることはありますか？」などと積極的に声をかけるように心がけてください。本人が何かしらの事情でうまく支援の内容を伝えられない場合は、カードの裏面または中身を見て、カードに記載されている方法で支援をするようにしてください。まずは「声をかけること、気にかけること」がとても大切です。



ヘルプカードを名札のようにカードケースに入れて身につけている人や、かばんなどにぶら下げている人もいます。

ヘルプカードとは
どのようなカードですか？

ヘルプカードは、「手助けが必要な人」と「手助けしたい人」を結ぶカードです。障害のある人がまちに出たとき、予想もしていなかった場所で思わぬ困りごとが起こることがあります。周りの人はそのようなときに助けを求められても、「どう支援していいかわからない」という場合があります。そこで、その両者をつなげるためのきっかけになるのがヘルプカードです。

これが実際のサイズです



ヘルプカードの中身

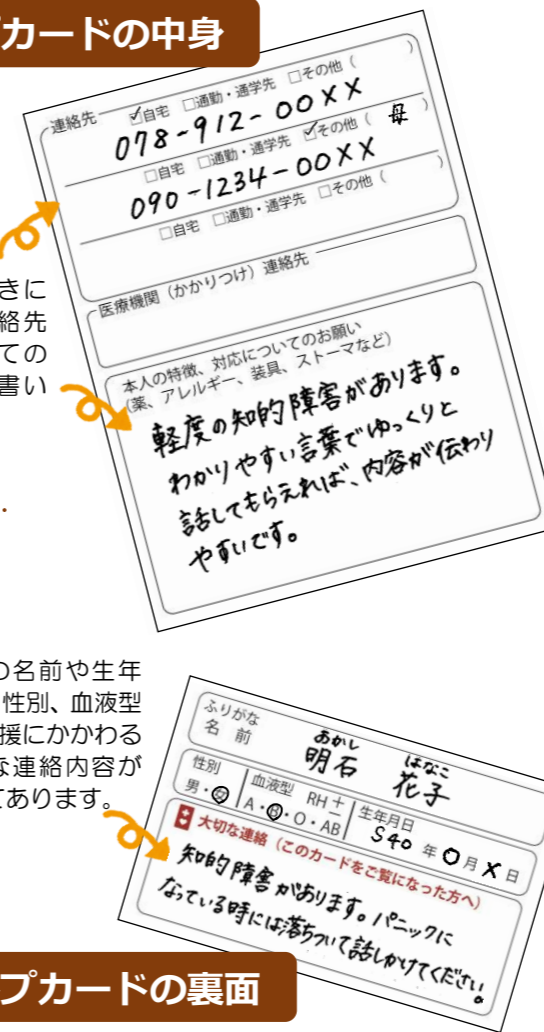
何かあったときに連絡をとる連絡先や対応についてのお願いなどが書いてあります。

中を開くと...

本人の名前や生年月日、性別、血液型と、支援にかかわる大切な連絡内容が書いてあります。

裏返すと...

ヘルプカードの裏面



こんなとき、こんな場面を見かけたら → こんな手助けをお願いします

●発作でパニックを起こしたり、病変で急に倒れてしまって、自分の病気や障害を説明できないことがあります。



まず簡単な短い言葉で優しく声をかけてください。ヘルプカードを持っていたら、そこに、パニックや発作、病変のときにどうしてほしいかが書いてあります。



●例えば、知的障害のある人がずっと同じ場所にいる。それは、もしかしたら、道がわからなくなったのかもしれない。

まず簡単な短い言葉で優しく声をかけてください。ヘルプカードを持っていたら、緊急連絡先に連絡してほしいか聞いてください。できるだけ安全な場所で過ごせるように配慮をお願いします。

●例えば、知的障害のある人がお店の棚を「整頓」しようとして万引きと間違えられたこともあります。「子どもがかわいいと思って頭をなでようとした」「好きなものをずっと眺めていたら、不審者に間違えられた」「パニックになっているのを暴れていると思われた」というように、障害に対する理解不足によって勘違いされてしまうことがあります。



勘違いされてますます緊張して混乱してしまうかもしれません。障害の特性を理解して、そっとしておいてあげるか、どうしたかったのかなどを落ち着いて聞いてあげるようにしてください。ヘルプカードを持っていたら、事情の説明ができる緊急連絡先に連絡してもいいかを聞いてください。

災害が発生したら...



●危険の察知が苦手だったり、パニックで動けなくなる人もいます。

●エレベーターが使えないと移動が困難になる人、混雑の中で移動すると危険な人がいます。

●通常の手段では的確な情報を得ることが困難な人がいます。

落ち着けるように具体的にゆっくり話して状況を伝えてください。緊急時には、とにかく安全確保を優先して緊急連絡先に連絡をお願いします。

安全に避難するための支援をお願いします。その際、どのように誘導して欲しいかを確認してください。

例えば、聴覚障害者には、文字などにより必要な情報を知らせてください。視覚障害者には、声を出して文章を読み上げるなど必要な情報を伝えてください。

こんな方にお渡ししています

- 目や耳、言語の障害、内部障害や難病、知的障害、精神障害、発達障害など、外見では不自由さや障害に気づかれにくい方
 - 妊産婦の方
 - 認知症の方や高齢で体が不自由な方
 - けがなどにより体が不自由な方
- ※以上のほか、希望される方にお渡ししています。



ヘルプカードをお渡ししている場所

- 市役所福祉局 福祉総務課、障害福祉課、発達支援センター、高齢者総合支援室、子育て支援課、こども育成室、あかし保健所 など
- 明石駅前再開発ビル あかし総合窓口、こども健康センター
- 市民センター 大久保、魚住、二見
- サービスコーナー 明舞、西明石、江井島、高丘
- 明石市立総合福祉センター（貴崎 1-5-13）

お問い合わせ
明石市障害福祉課
〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号
電話 078-918-1344 FAX 078-918-5244
メール shoufuku@city.akashi.lg.jp

制作 / 明石市 平成29年4月

こんなことにも
ご理解をお願いします

- 内部障害や精神障害、難病のために外見では健康に見えても、電車で立っているのがつらかったり、階段を昇るのがつらい人がいます。



- 知的障害のために、混雑や騒音で緊張している様子を見たら、そっと見守ってください。

- 音声で情報が得られない聴覚障害者には筆談にしてください。



障害のある人がどんな
配慮を必要としているのか
知りたい方は...

市が発行している障害者配慮条例のパンフレットや筆談入門ガイドをご活用ください。必要な方は市役所障害福祉課まで。



あなたの思いやりを届けましょう!